

雲南市告示第317号

公募型プロポーザル方式に係る手続きの公告
次のとおり公募型プロポーザルに付すこととする。

令和7年7月4日

雲南市長 石 飛 厚 志

雲南市加茂健康福祉センター熱源設備等改修事業に係る
公募型プロポーザル実施要領（提案書提出説明書）

1. 目的

本要領は、経済産業省「エネルギー構造高度化・転換理解促進事業費補助金（以下「経済産業省補助金」という。）」の交付により、雲南市加茂健康福祉センター「かもてらす」（以下「本施設」という。）の効率的な熱源システムへの更新を限られた工程の中で設計から施工までの効果的で効率的な施設改修を実施する必要があるため、「雲南市加茂健康福祉センター熱源設備等改修事業（以下「本事業」という。）」を実施する事業者の選定について、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により、最も優れた事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2. 事業の概要

(1) 事業名

雲南市加茂健康福祉センター熱源設備等改修事業

(2) 事業の目的

本施設は、平成11年度建設以来25年以上が経過しており、施設の熱源であるゴミ固形燃料RDFを燃料としたRDFボイラーシステムは耐用年数を超過し近年修繕が大幅に増えておりメンテナンスも困難な状況にある。

この熱源更新が必要な公共施設である本施設において、令和5年度に実施した熱源のエネルギー転換に関する実現可能性調査の結果を踏まえ、経済産業省補助金の交付により公共施設のエネルギー転換理解促進のモデルケースとして、安定的なエネルギー供給と効率的なエネルギー利用を実現するため、また施設運営や温浴施設・デイサービス等施設利用者の利便性の確保のため、PPAによる太陽光発電設備（本事業には含まない。）と空気中の熱エネルギーを活用する電気式ヒートポンプ熱源設備の組み合わせによる施設設備改修設計施工による導入を実施する。

これにより、本施設は温浴施設やトレーニングルームなどの「市民の憩い」と「健康づくり」の場を備え、デイサービス等の介護福祉事業も行われ、さらに地域防災拠点としての役割も担っていることから、施設運営の安定化や地域住民の生活の質向上、地域レジリエンスの強化につなげる。

(3) 事業の実施場所

島根県雲南市加茂町宇治328 雲南市加茂健康福祉センター かもてらす

(4) 事業の内容

雲南市加茂健康福祉センター熱源設備等改修事業仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(5) 履行期間

契約締結の日から令和8年2月27日(金)まで。

(6) 見積限度額 159,170,000円(消費税および地方消費税を含む)

3. 日程(予定)

項目	日程
プロポーザル実施要領の公表	令和7年7月4日(金)
質問書提出期限	令和7年7月11日(金) 午後5時必着
質問の回答期限	令和7年7月14日(月)
参加表明書の提出期限	令和7年7月18日(金) 午後5時必着
現地視察調査期間	令和7年7月24日(木)・25日(金)
現地視察調査質問提出期限	令和7年7月28日(月) 午後5時必着
現地視察調査質問の回答期限	令和7年7月29日(火)
提案書の提出期限	令和7年8月28日(木) 午後5時必着
プレゼンテーション日程	令和7年9月2日(火)
審査結果通知	令和7年9月4日(木)

4. 担当部署及び問い合わせ先

雲南市加茂総合センター市民福祉課

〒699-1106 雲南市加茂町加茂中 972-5

TEL: 0854-49-8612

E-mail: kamo-shiminfukushi@city.unnan.shimane.jp

5. 参加資格要件

(1) 本プロポーザルに参加する者(以下「参加申込者」という。)は、実施要領及び仕様書等の趣旨を理解し、本事業に関する実績と能力がある者で、次の要件を全て満たす者とする。

ア 単独企業又は複数企業で構成する連合体(以下「連合体」という。)とする。

イ 連合体の場合、構成企業から代表企業を定め、その代表企業が本プロポーザルに必要な手続き及び事業を統括して行う。また、連合体の構成企業全てを明らかにし、構成企業の役割分担を明確にすること。

ウ 連合体の構成企業は、他の連合体の構成企業になることはできない。

エ 雲南市入札参加資格者名簿に登録されていること。なお、連合体の場合、代表企業が登録されていること。

オ 雲南市建設工事有資格者名簿(参加資格業種:管工事)に登録されていること。なお、連合体の場合、施工を担当する構成企業が登録されていること。

カ 本事業に関して次に掲げる技術者を配置できる者。なお、連合体の構成企業の技術者を配置する場合も含む。

- ・設備設計一級建築士若しくは建築設備士又はエネルギー管理士及び一級建築士
- ・一級電気施工管理技士または二級電気施工管理技士
- ・一級管工事施工管理技士又は二級管工事施工管理技士

キ 本事業と同種又は類似の実績を有する者。同種(類似)事業とは次のことをいう。なお、連合体の構成企業の実績も可とする。

- ・同種事業:温浴施設の熱源改修

- ・類似事業：温浴施設以外での施設の熱源改修
 - ク 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - ケ 国税及び地方税の滞納がないこと。
 - コ 雲南市が実施する入札について、指名停止の措置を受け、公告日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。
- (2) 参加申込者（連合体の場合、全ての構成企業）は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。
- ア 破産法第18条又は第19条の規定に基づく破産の申立てがなされている者
 - イ 民事再生法第21条の規定に基づく再生手続きの申立てがなされている者
 - ウ 会社更生法第17条の規定に基づく更生手続きの申立てがなされている者
 - エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団
 - オ 役員等が暴対法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者参加表明書受付を終了するまでに、市からの指名停止等に係る処分が満了していない者
- (3) 経済産業省補助金の交付による本事業の施設のエネルギー転換について、理解促進のための普及啓発への取組みに協力できる者とする。

6. 参加表明書の提出について

(1) 参加表明書

【様式1から3】による。

(2) 提出期限

令和7年7月18日（金）午後5時まで。

(3) 提出先

「上記4」と同様とする。

(4) 提出方法

正本（紙媒体）1部（参加表明書（表紙）【様式1】を添付すること。）、副本（紙媒体）5部を持参又は郵送により提出すること。

郵送で提出した場合は、到達したことを電話で担当者に確認すること。ただし、郵送の場合は提出期限までに到着したものに限る。

(5) 参加資格審査の結果通知

① 通知期限 令和7年7月22日（月）

② 通知様式 参加資格審査結果通知書

③ 通知方法 電子メール

7. 質問書の提出

本案件に対する質問は、質問の趣旨及び内容記載の上、電子メールで送信すること。

質問内容及び回答については電子メールにより通知する。

(1) 提出様式 質問書【様式5】

(2) 提出期限 令和7年7月11日（金）午後5時まで。

(3) 提出先 「上記4」と同様とする。

(4) 提出方法 電子メール：kamo-shiminfukushi@city.unnan.shimane.jp

※提出期限までに、事務局に電話で到着を確認すること。

(5) 回答期限 令和7年7月14日(月)午後5時まで。

8. 現地視察調査

本プロポーザル参加資格を有することを認めた者を対象に、現地視察調査の期間を設ける。
詳細については、参加資格審査結果通知書と併せて通知します。

(1) 日程 令和7年7月24日(木)・25日(金)

(2) 場所 島根県雲南市加茂町宇治 328

雲南市加茂健康福祉センター かもてらす

(3) 内容 現地視察

9. 現地視察質問書の提出

本案件に対する質問は、質問の趣旨及び内容記載の上、電子メールで送信すること。
質問内容及び回答については電子メールにより通知する。

(1) 提出様式 質問書【様式5】

(2) 提出期限 令和7年7月28日(月)午後5時まで。

(3) 提出先 「上記4」と同様とする。

(4) 提出方法 電子メール：kamo-shiminfukushi@city.unnan.shimane.jp

※提出期限までに、事務局に電話で到着を確認すること。

(5) 回答期限 令和7年7月29日(火)午後5時まで。

10. 提案書の提出

(1) 提出部数

正本(紙媒体)1部(提案書(表紙)【様式6】を添付すること。)、副本(紙媒体)5部
を持参又は郵送により提出すること。

また、正本の電子データ(CD-R又はDVD-R)を1部提出すること

(2) 提出先

「上記4」と同様とする。

(3) 提出期限

令和7年8月28日(木)午後5時までに提出すること。

11. 提案書の作成及び記載上の留意事項

(1) 作成方法

提案書提出届により提出書類の構成を示し、用紙サイズをA4版で統一し綴じること。
ただし、図表や補足資料などでやむを得ずA4以上のものを使用する場合は、この限りではない。

(2) 提案項目

ア 提案書提出届【様式6】

連合体の事業役割となる企業名、提出書類の構成を記入する。

イ 提案書類【様式 任意】

実施要領及び仕様書及び下記項目に基づいた提案内容を記載する。

① 提案概要

・提案全体の概要

② 事業遂行能力

・経営状況、同種(類似)事業実績、実施方針・実施体制

- ③ 機器・設備
 - ・使用機器・設備の品質・安全性・効率性
- ④ 事業計画
 - ・事業実施スケジュール、設計施工の体制・技術者配置・品質管理・安全管理等の実施計画
- ⑤ 維持管理
 - ・設備管理方法、緊急時（故障等）対応策
- ⑥ 事業効果
 - ・エネルギーコスト低減効果、市内経済への波及効果、エネルギー転換理解促進への効果
- ⑦ 見積提案
 - ・提案書に記載された全ての業務の見積金額及び内訳金額を記載した見積書（押印必要、合計欄には消費税及び地方消費税相当額を含む金額を記載する）

10. 企画提案書の審査及び選定方法

(1) 選定委員会の設置

提案書及び企画提案プレゼンテーション（ヒアリング）の内容を「審査基準」に基づき審査し最優秀提案者を選定するため選定委員会を設置する。

(2) 企画提案プレゼンテーション実施

① 日 時：令和7年9月2日（火）

時間の詳細は、提案者ごとに別途連絡する。

なお、提案者ごとに40分程度を予定し、時間配分は次のとおりとする。

プレゼンテーション 20分程度

ヒアリング（質疑応答） 15分程度

予備 5分程度

② 場 所：雲南市役所（雲南市木次町里方521-1）2階会議室

③ 出席者：特段に定めないが主たる説明は当該事業の総括責任予定者とする。

④ その他：プレゼンテーションの内容は、提案書により行うこととし、希望があれば、プロジェクター等は雲南市担当部署において準備する。

(3) 審査及び選定方法

・提案書、見積金額、プレゼンテーション及びヒアリングにより提案内容を、別紙「審査基準」に基づき選定委員が評価し、最優秀提案者を受託候補者として選定する。

・評価点数には最低基準点を設定しており、それ以上の点数を得た者がいなかった場合は、受託候補者の選定は行わない。

11. 選定結果について

(1) 通知日

令和7年9月4日（木）

(2) 通知方法

審査結果通知書により、電子メール及び書面で通知する。

(3) 異議申し立て

非選定となった事業者は、審査結果の通知の日の翌日から起算して7日（休祝日を除く）以内に書面（任意様式）により、非選定となった理由（事業者の評価点のみ）を求めるこ

とができる。なお、審査結果に対する異議を申し立てることはできない。

1 2. 失格要件

- (1) 提案期日を過ぎて提出書類が提出された場合。
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (3) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合。
- (4) 本実施要領に違反すると認められる場合。
- (5) 上記「5. 参加資格要件」を満たさなくなった場合。

1 3. 契約に関する事項

- (1) 最優秀提案者を受託候補者とし、提案内容に基づいて本事業の業務内容や仕様について詳細協議を行い、両者の協議が整った場合、契約を締結するものとする。
- (2) 契約する際の仕様については、提案書及び前記(1)を盛り込み作成する場合がある。
- (3) 提案の資料及び内容については、見積金額で実施できることを確約したものとみなす。
- (4) 受託候補者との協議が整わないときは、次順位の提案者と契約に関する協議を行うことができる。
- (5) 提案者との協議が整わない場合、契約を締結しない。
- (2) 雲南市財務規則、雲南市契約規則に基づき執行する。

1 4. その他の留意事項

- (1) 提出書類は返却しない。
- (2) 提出後の訂正、差し替えは、市から指示があった場合を除き認めない。
- (3) 提出書類は、本プロポーザルにおける事業者選定以外の目的では使用しない。
- (4) 本プロポーザルにかかる費用は、すべて参加申込者の負担とする。やむを得ない理由により本プロポーザルが中止された場合においても、それまでに要した費用を市に請求することはできない。
- (5) 参加表明書の提出後に本プロポーザルへの参加を辞退するとき(選定後に辞退するときも含む。)は、プロポーザル参加辞退届【様式4】を提出すること。
- (6) 次の事項のいずれかに該当する企画提案は失格とする。
 - ① 参加資格要件を満たしていない場合又は満たさなくなった場合
 - ② 提出書類に虚偽の記載があった場合は又は不備があった場合
 - ③ 実施要領に示した提出期日、提出先、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
 - ④ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
 - ⑤ プレゼンテーション開始時刻までに会場に来なかった場合
 - ⑥ 見積書の金額が、限度額を超過した場合
- (7) 参加申込者又は企画提案者が1者の場合でもプロポーザルを実施する。
- (8) 提案書の著作権は、当該提案書を作成したものに帰属するものとするが、当該業務の契約相手となったものが作成した提案書については、市が必要と認める場合には、市は事前に通知することにより、その一部または全部を無償で使用(複製、転記又は転写をいう。)することができるものとする。
- (9) 参加申込者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできないものとする。
- (10) 手続きにおいて使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

- (1 1) 事業実施施設及び市所管部署へ電話等により直接問い合わせることは厳に禁止する。
- (1 2) 今後の社会情勢や財政事情の変化、その不可抗力等により、事業計画の変更又は中止をする場合がある。この場合、参加申込者に対して市は一切の責任を負わないものとする。